○多古町公園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成22年3月15日

規則第3号

(趣旨)

第1条　この規則は、多古町公園の設置及び管理に関する条例(昭和22年多古町条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるもとする。

(監視員)

第2条　条例第3条第2項の規定に基づき、公園監視員(以下「監視員」という。)の設置に関して、この規則で定める事項は次のとおりとする。

(1)　監視員は、町長が委嘱する。

(2)　監視員の定数は、2名とする。

(3)　監視員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による監視員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4)　監視員は、定期的に指定された公園を巡回し、次の活動業務を行うものとする。

(ア)　公園利用者のマナー向上に係る啓発

(イ)　公園内の清掃及び除草等環境美化に関する活動

(ウ)　遊具、水道、トイレ、照明器具等施設の点検及び破損箇所の報告

(エ)　その他、公園の良好な環境を維持するため必要な活動

(5)　監視員は、前号の活動業務を行った結果について、活動日誌(別記第1号様式)により町長に報告をしなければならない。

(6)　町長は監視員に、身分証明書(別記第2号様式)及び腕章(別記第3号様式)を交付する。

(7)　監視員は、公園を巡回する際は身分証明書を携帯し、腕章を左腕上部に着用する。

(8)　町長は、第4号に規定する監視員の活動業務について、適切に履行できる法人(以下「委託法人」という。)に業務として委託することができる。この場合、第

1号から第3号の規定は適用しないものとする。

(制限行為許可)

第3条　条例第4条第2項の申請書は、公園内制限行為許可申請書(別記第4号様式)とする。

2　町長は、前項に規定する申請書を受理し、許可したときは、公園内制限行為許可書(別記第5号様式)を申請者に交付するものとする。

3　条例第4条第3項の申請書は、公園内制限許可事項変更許可申請書(別記第6号様式)とする。

4　町長は、前項に規定する申請書を受理し、当該変更を許可したときは、公園内制限許可変更許可書(別記第7号様式)を申請者に交付するものとする。

(占用許可)

第4条　条例第7条第1項の申請書は、公園占用許可申請書(別記第8号様式)とする。

2　町長は、前項に規定する申請書を受理し、占用の許可をしたときは、公園占用許可書(別記第9号様式)を申請者に交付するものとする。

3　条例第7条第1項の規定により占用の許可を受けた者が、同条第2項の規定により当該許可の更新を受けようとするときは、許可を受けた期間の終了する日の10日前までに、公園占用許可更新申請書(別記第10号様式)を町長に提出しなければならない。

4　町長は、前項に規定する申請書を受理し、占用の許可の更新をしたときは、公園占用更新許可書(別記第11号様式)を申請者に交付するものとする。

5　条例第7条第3項の申請書は、公園占用許可事項変更許可申請書(別記第12号様式)とする。

6　町長は、前項に規定する申請書を受理し、当該変更を許可したときは、公園占用許可事項変更許可書(別記第13号様式)を申請者に交付するものとする。

7　条例第7条第5項の規定による届出は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める届出書を町長に提出することにより行うものとする。

(1)　条例第7条第5項第1号に該当する場合　公園占用工事完了届(別記第14号様式)

(2)　条例第7条第5項第2号に該当する場合　公園占用廃止届(別記第15号様式)

(3)　条例第7条第5項第3号に該当する場合　公園原状回復届(別記第16号様式)

(使用料等の減免)

第5条　条例第9条の規定により使用料及び占用料(以下「使用料等」という。)の減額又は免除は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1)　町が主催又は共催等により公園を利用する場合における使用料　全額

(2)　町長が特に必要があると認めるときの使用料等　町長が定める額

2　条例第9条第2項の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、使用料等減免申請書(別記第17号様式)を町長に提出しなければならない。

3　町長は、前項の申請書を受理したときは、減額又は免除の可否を決定し、使用料等減免通知書(別記第18号様式)を交付するものとする。

(使用料等の還付)

第6条　条例第10条第1項ただし書の規定により使用料等の全部又は一部の還付をすることができる場合は、次のとおりとする。

(1)　条例第4条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の責めに帰すことができない理由によって、公園の利用及び占用ができなくなったとき。

(2)　町長が特に必要があると認めるとき。

2　条例第10条第2項の規定により利用料等の還付を受けようとする者は、使用料等還付申請書(別記第19号様式)を町長に提出しなければならない。

3　町長は、前項の申請書を受理したときは、還付の可否を決定し、使用料等還付通知書(別記第20号様式)を交付するものとする。

(監督処分)

第7条　条例第11条第1項に規定する勧告は、是正勧告書(別記第21号様式)により行うものとする。

2　条例第11条第2項に規定する命令は、是正命令書(別記第22号様式)により行うものとする。

3　条例第11条第8項に規定する公示は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

(1)　町広報誌への掲載

(2)　町ホームページへの掲載

(3)　時事に関する事項を掲載する日刊新聞への掲載

4　条例第11条第9項の様式は、保管工作物等一覧簿(別記第22号の2様式)とする。

5　条例第11条第9項に規定する場所は、町長が指定する場所とする。

6　条例第11条第12項の受領書は、保管工作物等受領書(別記第22号の3様式)とする。

(公園規律指導員)

第8条　町長は、条例第15条に規定する過料の処分に係る事務その他の禁止行為等の防止の指導に関する事務を行わせるため、公園規律指導員を任命する。

2　公園規律指導員は、禁止行為等の防止の指導に関する事務を行う場合においては、公園規律指導員証(別記第23号様式)を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(過料)

第9条　町長は、条例第15条の規定により過料の処分をしようとするときは、告知書・弁明書(別記第24号様式)により、あらかじめ告知し、及び弁明の機会を付与するものとする。

2　町長は、前項の処分をする場合においては、当該処分を受ける者に対し、過料決定書(別記第25号様式)を交付するものとする。

3　条例第15条の規定により、同条に掲げる者に科する過料の額は、同条に掲げる違反事項に対し、2,000円とする。

(補則)

第10条　この規則に定めるもののほか、公園の管理運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条、第6条、第8条及び第9

条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月15日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成28年3月15日規則第11号)

(施行期日)

1　この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際、改正前の多古町公園の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(令和2年3月18日規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和7年9月4日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。